

合計 五千圓  
と假定しますと大正七年十二月二十日迄の取寄五千五百圓には第一號表の二を

掛けて  
 $8,000 \text{圓} \times 1.25 = 10,125 \text{圓}$

即ち五千五百圓を五千五百圓と判定します

此の五千五百圓は大正七年十二月二十日以後の取寄五千五百圓を加へ此の人の取

高と見るのです

$5,110 \text{圓} + 1,500 \text{圓} = 6,610 \text{圓}$

即ち實際の貸金總取高は五千圓でありますが退職手當を計算する場合には六千六百圓

圓を基の人の取高と見て之を基として第二號表の率を掛けて退職手當を出すのです

(イ) 金の爲此の人の退職手當を出して見ますと此の六千六百圓に第二號表の  $\frac{130}{1000}$

を掛けて  
 $6,610 \text{圓} \times \frac{130}{1000} = 8,593 \text{圓}$

八百五拾九圓參拾錢(實際支給する場合には參拾錢を切上げて八百六拾圓)とな

るのです

(ロ) 依願退職の場合ですと八百五拾九圓參拾錢に第三條の第六の  $\frac{90}{100}$  を掛けて

$8,593 \text{圓} \times \frac{90}{100} = 7,733 \text{圓}$

七百七拾參圓參拾七錢(實際支給する場合には參拾七錢を切り上げて七百七拾

四圓)となるのです

つまり大正七年十二月二十日以前に入社した人に限り大正七年十二月二十日以前の貸

金總取高には第一號表の係数を掛ける事実が違つてゐて其他は變りはありません

第三號表の説明

是れは一口に云へば勤続年数も少なく入社以來の貸金總取高も少ない人の爲に設けて

ある規定であります

つまり第三號表に依つて計算した額と前に説明した方法に依つて計算した額とを比較

して多い方を上げるご云ふ規定なのです

(甲例) ば日給零圓勤続六ヶ月入社以來の貸金總取高五百圓の人が死亡したと假定し

(イ) 前に述べた方法に依つて計算すれば或百圓に第二號表の給與率即ち千分の八十

を掛ければ  
 $800 \text{圓} \times \frac{80}{1000} = 64 \text{圓}$

此の人の退職手當は拾六圓となります

(ロ) 第三號表に依つて計算すれば

勤続六ヶ月以上一年迄の者は

合計 五千圓

勤身者及女子などは 日給四十日分 即ち四拾圓  
世帯持帶者などは 日給五十五日分 即ち五拾五圓  
となり

そこで(イ)の場合と(ロ)の場合とを比較しますと(ロ)の場合の方が多いためから第三號表

に依つて計算した(ロ)の金額を此の人の退職手當として上げるのです

(乙) また例へば日給零圓取寄勤続三年入社以來の貸金總取高五千圓の人が死亡した

と假定しますと

(イ) 前に述べた方法に依つて計算すれば或千圓に第二號表の給與率即ち千分の九十

五を掛ければ

$9,000 \text{圓} \times \frac{90}{1000} = 8,100 \text{圓}$

此の人の退職手當は百九拾圓となります

(ロ) 第三號表に依つて計算すれば

此人が獨身者又は女子であれば日給九十日分即ち百八圓となり又此人が世帯持

の世帯者とするは日給百五十分即ち百九拾六圓となります

此場合には(イ)と(ロ)とを比較しますと普通の方法に依つて計算した(イ)の方が多いため

から此の人の退職手當は多い方の百九拾圓を上げるのです

### 旭硝子株式會社職工退職手當規則

第一條 本會社ノ定備職工ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ本則ニ依リ本人又ハ其遺

族ニ退職手當ヲ給與ス

一、 當會社ノ事業上ノ都合ニ因リ屏備シタルトキ、

二、 死亡シタルトキ、

三、 自己ノ重大ナル過失ニ因ラシメ業務上眞傷ヲ勞務ニ堪エサルモノト認メ退職ヲ

許可シタルトキ、

四、 滿三年以上當會社ニ勤續シ老衰又ハ痲疾ノ爲業務ニ堪エサルモノト認メ退職ヲ許

可シタルトキ、

五、 滿三年以上當會社ニ勤續シ自己ノ都合ニ因リ退職ヲ願出バムコトヲ得サルモノト

認メ退職ヲ許可シタルトキ、

第二條 前條第一號乃至第四號ノ規定ニ依ル退職手當給與額ハ左ノ各號ノ金額トシ但別表

第三號ニ定ムル金額ヲ下ルコトヲ得ス

一、 大正七年十二月二十日以前ニ當會社ニ定備職工トシテ働入タル者ニ在リテハ其備

入ノ日ヨリ大正七年十二月二十日迄ノ貸金總取高ニ對シ確入年度ニ應ジ別表第一

號ニ定ムル係數ヲ乘シ之ニ大正七年十二月二十日以後ノ貸金總取高ヲ加算シ其和

ニ對シ更ニ勤続年月數ニ應ジ別表第二號ニ定ムル退職手當給與率ヲ乘シタル金額

二、 大正七年十二月二十日以後ニ當會社ニ定備職工トシテ働入タル者ニ在リテハ其備

入ノ日ヨリ備備又ハ退職當時迄ノ貸金總取高ニ對シ勤続年月數ニ應ジ別表第二號ニ

定ムル退職手當給與率ヲ乘シタル金額